

豊川市監査公表第31号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成28年1月26日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

別 紙

定例監査の結果に基づく措置通知書（健康福祉部子ども課）

監査実施期間 平成27年5月15日から

豊川市監査公表第18号分

平成27年6月29日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 母子寡婦福祉事業補助金交付要綱第3条において、補助額を算定する規定が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>2 民間保育所運営費等補助金交付要領第2条第1項第3号に規定されている補助金の不交付要件において、補助額を算定する規定が不明確であるため、改正されたい。</p>	<p>1 当該補助金交付要綱について、補助額算定のための補助対象、補助額等の規定が明確になるように改正した。</p> <p>2 当該補助金交付要領について、平成21年度以降に新たに設置された保育所においても補助金不交付要件の該当・非該当の決定基準が明確となるように改正した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年12月28日現在のものである。